

「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対する コメント募集の結果について

平成 27 年 4 月 27 日
日本税理士会連合会
日本公認会計士協会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

平成 27 年 1 月 14 日付けで、「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメント募集を行いました。その結果、下記のとおりコメントを 1 件頂きました。

「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会において検討し、お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

今回のコメント募集に当たりご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げます。

記

1. コメント募集の実施方法

募集期間：平成 27 年 1 月 14 日（水）～ 2 月 13 日（金）

告知方法：関係 4 団体ホームページ

コメント提出方法：電子メール

2. コメント募集の結果

提出件数：1 件

3. お寄せいただいたコメントの概要とコメントに対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

日本税理士会連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp> (松 井：03-5435-0931)

日本公認会計士協会 <http://www.jicpa.or.jp> (小 粥：03-3515-1160)

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp> (大 山：03-3283-7844)

企業会計基準委員会 <http://www.asb.or.jp> (宮 治：03-5510-2723)

コメントの概要及びコメントに対する考え方

今回の「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方は以下のとおりです。

なお、お寄せいただいたコメントは今回の改正箇所には直接関係のないものでございますが、今後の改正に当たり、参考とさせていただきます。

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>中小会計指針では、真実性の原則等の基本的な事項の記述がなく、例えば、個別に重要性の原則に関する記述がない項目については、重要性の原則が適用されないようにも解される。重要性の原則等が本指針の各項を解釈するに当たり基本的に適用されることを明示すべきではないか。</p> <p>固定資産の減損損失の認識に関する記述など、複数の箇所において異なる解釈が行われる可能性があるため、より明確な記述に改めるべきではないか。</p> <p>税効果会計における記述など、要点と本文の表現が異なる部分があり、統一化すべきではないか。</p>	<p>いずれもご意見として承りました。本指針が中小企業にとってより利用しやすいものとなるよう、今後の改正に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、重要性の原則等は、「本指針の作成に当たっての方針」に記載されている考え方に基づき、本指針のすべての項目に適用されると考えられます。また、本指針は、特に中小企業において必要と考えられる項目について重点的に言及しております。</p>